

平成26年2月1日

株主各位

岩手県盛岡市長田町2番20号
東日本ハウス株式会社
代表取締役社長 成田和幸

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成26年1月6日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成26年2月1日（土曜日）をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、平成26年2月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更となります。
2. なお、株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので念のため申し添えます。